

## 様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

### 認定事業適応計画の概要の公表

#### 1. 認定の日付

令和6年1月19日

（令和6年9月24日軽微変更）

#### 2. 認定事業適応事業者の名称

三菱マテリアル株式会社

#### 3. 認定事業適応計画の内容

##### （1）事業適応に係る事業の目標

三菱マテリアルグループは、目指す姿を「人と社会と地球のために、循環をデザインし、持続可能な社会を実現する」とし、脱炭素社会の実現に向け、2045年までにGHG排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現を目指している。

目標達成に向け、脱炭素化に貢献する素材・製品の製造、非鉄金属資源リサイクル、地熱発電等の再生可能エネルギーの開発・利用促進等に取り組み、2030年度までに2020年度比でGHG排出量（資源循環の取り組みにより排出されるGHGを除いたもの）をScope1およびScope2で47%削減することを目指す。

これらの目標に取り組むことで、経済的価値と社会的価値の両立による企業価値の向上を目指す。

##### （2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2027年度（事業適応計画の開始から5年目）に、基準年度である2022年度に対して、三菱マテリアル（単体）の修正ROAを2%以上向上させることを目標とする。

##### （3）財務内容の健全性の向上を示す目標

2027年度に三菱マテリアル（単体）の経常収支を正とすることを目標とする。

##### （4）事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

##### （5）計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

非鉄金属事業（23）

（選定理由）

全社的に GHG 排出量を削減する計画であり、三菱マテリアルグループにおいて売上比率の最も大きい非鉄金属事業に係る分類を選定。

(6) 事業適応の具体的内容

カーボンニュートラル化へ向けて、以下の施策を実施。

2030 年度に向けては、電力の再エネ化率を高めるとともに、省エネや CO2 排出原単位の低い燃料への転換等を進める。

2045 年度に向けては、電力以外の部分のカーボンニュートラル化を強化する。引き続き省エネを進めるとともに、燃料転換（水素、アンモニア、カーボンニュートラルメタン等）を含めた製造プロセスの抜本的改変を図る。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2024 年 1 月

終了時期：2034 年 3 月

(8) 認証を受けた外部評価機関

株式会社日本格付研究所